

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

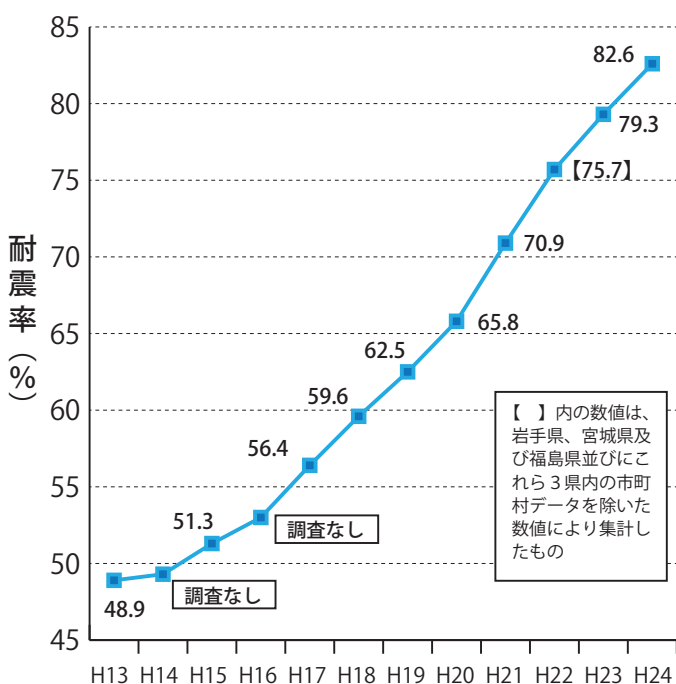
1 調査の趣旨等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、わが国はこれまで幾多の大地震による被害を受けてきました。今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模な地震の発生が懸念されています。

そうしたなか、庁舎、消防署、学校などの地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等は、多数の方々の利用が見込まれるほか、災害発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所となるなど、防災拠点として重要な役割を果たすものであり、これらの施設等の耐震化は極めて重要です。

消防庁では、平成13年度から地方公共団体が所有又

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



は管理している防災拠点となる公共施設等の耐震率等の調査を実施しており、このたび、平成24年度末時点の調査結果が取りまとめられましたので報告します。

2 調査結果

(1) 平成24年度末耐震率：82.6% (図1)

平成24年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は全国で18万8,312棟あります。このうち15万5,455棟の耐震性が確保されており、耐震率は82.6%となります。前回調査（平成23年度末：79.3%）と比較すると、3.3ポイント上昇しました。

なお、本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

「耐震性が確保されている」としたものは、次のとおりです。

- ①建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ②耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③耐震改修整備を実施した建築物

調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

(2) 耐震率の高い都道府県

耐震率の高い上位3都道府県は、次のとおりです（括弧内は平成23年度末の数値）。

- 1 東京都 95.8% (93.8%)
- 2 愛知県 93.7% (91.7%)
- 3 静岡県 93.6% (92.6%)

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い施設

耐震率の高い上位3施設は、次のとおりです（括弧内は平成23年度末の数値）。

- 1 文教施設（校舎・体育館） 87.6% (83.7%)
- 2 消防本部・消防署所 82.0% (78.8%)
- 3 診療施設 79.3% (77.4%)

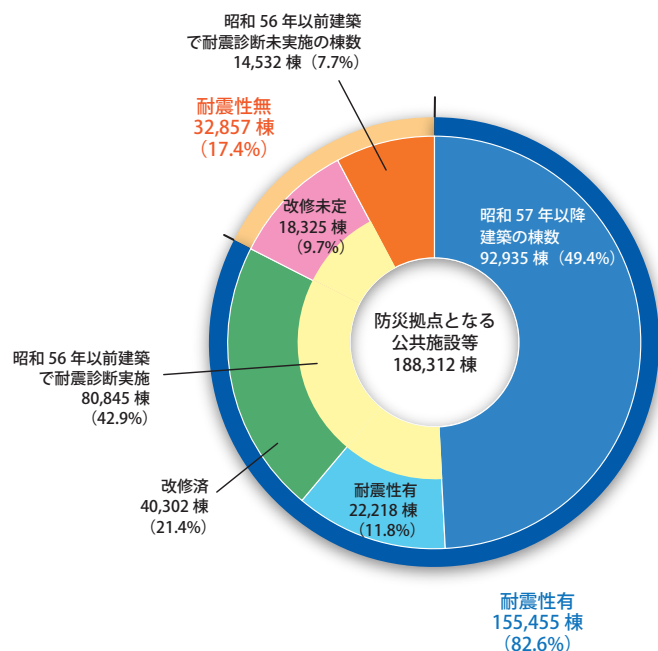
また、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県＋市町村）

（平成24年度末）

	全棟数			昭和56年以前 建築の全棟数 に占める割合	耐震診断実施 棟数	改修の必要が ない棟数 (耐震性有)	改修の必要が ある棟数	改修済 棟数	平成24年度耐 震済の棟数	平成24年度耐 震率
	A	B	C							
1 社会福祉施設	22,215	12,249	9,966	44.9%	6,577	3,471	3,106	1,656	17,376	78.2%
2 文教施設 (校舎・体育館)	111,277	47,981	63,296	56.9%	61,472	14,555	46,917	34,962	97,498	87.6%
3 庁舎	8,803	4,161	4,642	52.7%	3,423	874	2,549	1,030	6,065	68.9%
4 県民会館・公民館等	16,357	9,709	6,648	40.6%	3,350	1,227	2,123	715	11,651	71.2%
5 体育館	4,642	2,769	1,873	40.3%	1,014	263	751	319	3,351	72.2%
6 診療施設	2,954	1,999	955	32.3%	602	226	376	118	2,343	79.3%
7 警察本部・警察署等	5,279	3,345	1,934	36.6%	1,086	368	718	387	4,100	77.7%
8 消防本部・消防署所	6,185	3,944	2,241	36.2%	1,451	639	812	486	5,069	82.0%
9 その他	10,600	6,778	3,822	36.1%	1,870	595	1,275	629	8,002	75.5%
合計	188,312	92,935	95,377	50.6%	80,845	22,218	58,627	40,302	155,455	82.6%

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳（図2）

耐震性が確保されている15万5,445棟の内訳は、次のとおりです。

- ①建築基準法が改正された昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万2,935棟
- ②昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万2,218棟

③耐震改修整備を実施した建築物…4万302棟

3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

調査から、防災拠点となる公共施設等の耐震化が着実に進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断及び耐震改修の促進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化の推進が望まれます。

公共施設等の耐震化に要する経費については、緊急防災・減災事業債（充当率100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率70%）の対象としており、消防庁では、特に消火、救急・救助活動の拠点となる消防本部・消防署所については、緊急防災・減災事業債の事業期間である平成28年度までの耐震化に取り組むよう、地方公共団体の取組を支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成26年2月）リンク先

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2602/260214_1houdou/houkokusho.pdf

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 辰巳
TEL: 03-5253-7525